

土地売買等届出対象外の例

下記の場合については、当該届出制度の適用対象外となります。

【契約当事者の一方または双方が、以下のものである場合】

(国土利用計画法第 23 条第 2 項、国土利用計画法施行令第 14 条)

- ・ 国または地方公共団体である場合
- ・ 以下の法人である場合
 - (1) 港湾局 (2) 独立行政法人都市再生機構 (3) 独立行政法人水資源機構
 - (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (6) 地方住宅供給公社 (7) 日本勤労者住宅協会 (8) 独立行政法人空港周辺整備機構
 - (9) 地方道路公社 (10) 土地開発公社

【以下の法令の規定により届出が不要である場合】

(国土利用計画法第 23 条第 2 項、国土利用計画法施行令第 6 条、同令第 17 条)

- ・ 民事調停法による調停である場合
- ・ 民事訴訟法による和解である場合
- ・ 民事再生法、会社更生法、破産法、会社法等の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- ・ 公有水面埋立法第 27 条第 1 項の許可を要する場合
- ・ 家事事件手続法による調停に基づく場合
- ・ 土地収用法に基づくあっせん（第 15 条の 2）、又は和解（第 50 条）である場合
- ・ 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を受けることを要する場合
- ・ 新住宅市街地開発法による処分計画に従って造成施設等を処分する場合
- ・ 滞納処分、強制執行、担保権の実効としての競売、または企業担保権の実行により換価する場合
- ・ 非常災害に際し必要な応急措置を講ずる為に行われる場合
- ・ 国土利用計画法に基づき遊休土地を買い取る場合
- ・ 土地収用法第 26 条第 1 項の規定による事業認定の告示に係る事業に供される場合
- ・ 森林法（第 50 条第 1 項）による使用権が設定されている土地について、同法（第 55 条第 1 項）の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- ・ 都市計画法（第 55 条第 4 項）の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者が同法（第 56 条第 1 項）により土地を買取る場合
- ・ 都市計画法（第 58 条の 9）の規定により遊休土地を買い取る場合